

## 金属アーク溶接等作業についてのチェックシート

対象欄の「全作業」は全作業場、「屋内①」は屋内の継続している作業場、「屋内②」は屋内の毎回異なる作業場、「屋外」は屋外の作業場を対象項目

| NO  | 対象     | 内容   | 関連法規               | チェック○×                                  | 備考                          |
|-----|--------|--|--------------------|---|-----------------------------|
| 1   | 全作業    | 金属アーク溶接を行っていますか  | (特定化学物質 別表第1 34の2) | ○は2へ、×は以下不要                             | 令和2年7月31日改正                 |
| 2   | 屋内①    | 屋内の継続している作業ですか   |                    | ○は3-1へ進む                                | 個人ばく露測定が必要                  |
|     | 屋内②    | 建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われたいものを行う屋内作業場ですか   |                    | ○は3-2へ進む                                |                             |
|     | 屋外     | 屋外の作業ですか   |                    | ○は8へ進む                                  |                             |
| 3-1 | 屋内①    | 全体換気装置（プッシュプル型換気装置・局所排気装置を含む）が設置されているか、1月を超えない期間ごとに点検が必要   | (特化則第38条の21第1項)    | 4へ進む                                    | 設置要<br>2021年(令和3年)3月31日まで   |
| 3-2 | 屋内②    | 全体換気装置（プッシュプル型換気装置・局所排気装置を含む）が設置されているか、1月を超えない期間ごとに点検が必要   | (特化則第38条の21第1項)    | 8へ進む                                    | 設置要<br>2021年(令和3年)3月31日まで   |
| 4   | 屋内①    | 新規、または作業方法を変更する屋内の金属アーク溶接等作業ですか。（①溶接方法の変更、②溶接材料、母材や溶接場所の変更によりヒュームの濃度に大きな影響がある）                                 |                    | ○は6-2へ進む、×は5へ進む                         |                             |
| 5   | 屋内①    | 既存の金属アーク溶接等作業（屋内の継続している作業場）ですか。  |                    | 6-1へ進む                                  |                             |
| 6-1 | 屋内①    | 個人ばく露測定を実施していない屋内作業場ですか。   |                    | ○は6-2へ進む、×は9へ進む                         | 測定要<br>2022年(令和4年)3月31日まで   |
| 6-2 | 屋内①    | 個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度測定を実施<br>(注) 第1種作業環境測定士、作業環境測定機関等により実施   | (測定等告示第1号)         | 6-3へ進む                                  | 測定要<br>2022年(令和4年)3月31日まで   |
| 6-3 | 屋内①    | 測定結果 0.05mg/m <sup>3</sup> 以上<br>換気装置の風量の増加その他の措置を実施<br>・溶接方法や母材、溶接材料等の変更・集じん装置による集じん<br>・移動式送風機による送風 による措置を含む | (特化則第38条の21第3項)    | ○は、6-2へ戻り測定を行い、その結果にかかわらず7へ進む。×は6-4に進む。 |                             |
| 6-4 | 屋内①    | 測定結果 0.05mg/m <sup>3</sup> 未満<br>有効な呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる  |                    | 7へ進む                                    |                             |
| 7   | 屋内①    | 呼吸用保護具の種類が面体を有している場合、フィットテストを実施（1回/年以内）  | (測定等告示第2号)         | 9へ進む                                    | 実施要<br>2022年(令和4年)3月31日まで   |
| 8   | 屋内②、屋外 | 有効な呼吸用保護具を労働者に使用させる  | (特化則第38条の21第5項)    | 9へ進む                                    | 実施要<br>2022年(令和4年)3月31日まで   |
| 9   | 全作業    | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任していますか  | (特化則第27条、28条)      |   | 選任が必要<br>2022年(令和4年)3月31日まで |
| 10  | 全作業    | 特殊健康診断（6月以内）を実施していますか。（5年保管）   | (特化則第39条～42条)      |   | 実施要<br>2021年(令和3年)4月1日から    |
| 11  | 全作業    | 安全衛生教育（雇入れ、作業内容の変更時）   | (安衛則第35条)          |   | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに  |
| 12  | 全作業    | ぼろ等の処理（ぼろ、紙くず等をふた付きの不浸透性容器に収める）  | (特化則第12条の2)        |   | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに  |
| 13  | 全作業    | 不浸透性（コンクリート、鉄板等）の床の設置  | (特化則第21条)          |   | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに  |

| NO | 対象  | 内容                                 | 関連法規           | チェック○× | 備考                         |
|----|-----|------------------------------------|----------------|--------|----------------------------|
| 14 | 全作業 | 立入禁止措置（関係者以外立入禁止と表示を行う）            | （特化則第24条）      |        | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに |
| 15 | 全作業 | 運搬貯蔵時の容器等の使用等（堅固な容器）               | （特化則第25条）      |        | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに |
| 16 | 全作業 | 休憩室の設置（作業場以外の場所に設置）                | （特化則第37条）      |        | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに |
| 17 | 全作業 | 洗浄設備の設置（洗顔、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯の設備） | （特化則第38条）      |        | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに |
| 18 | 全作業 | 喫煙または飲食の禁止（表示を行う）                  | （特化則第38条の2）    |        | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに |
| 19 | 全作業 | 有効な呼吸用保護具の備え付け等（6-4、7による）          | （特化則第43条、第45条） |        | 実施要<br>2021年(令和3年)3月31日までに |

別途、じん肺法によって、じん肺健康診断が必要です。